

発議第 5 号

多可町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年11月28日 提出

提出者 多可町議会議員 廣 畑 幸 子

賛成者 多可町議会議員 大 山 由 郎

多可町議会委員会条例の一部を改正する条例

平成25年 月 日

条例第 号

多可町議会委員会条例（平成17年多可町条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2） 生活環境常任委員会 7人

住民課、生活安全課、健康福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、農業
委員会の所管に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正
<p>○多可町議会委員会条例 平成17年12月9日条例第203号</p> <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>生活環境建設常任委員会</u> 7人 住民課、生活安全課、健康福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</p>	<p>○多可町議会委員会条例 平成17年12月9日条例第203号</p> <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>生活環境常任委員会</u> 7人 住民課、生活安全課、健康福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</p>